

答 申

第 1 審査会の結論

富山県知事（以下「実施機関」という。）が、異議申立ての対象となった公文書について行った部分開示決定及び非開示決定は、妥当である。

第 2 本件処分の経過

1 開示請求

異議申立人は、平成 24 年 5 月 25 日付けで、富山県情報公開条例（平成 13 年富山県条例第 38 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、実施機関に対して、「災害廃棄物の広域処理に関する市町村（富山市、立山町、高岡市など関係するすべての市町村の分）との事務打合せに関する全ての文書。名称は「打ち合わせ」と聞いているが、いわゆる議事録のような物。又、それに関する資料の全て。（4 回ほど開催されたとのことなので、すべての会について）。民間業者その他も含む。」に関する公文書について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 処分及び異議申立て

（1）開示決定

実施機関は、平成 24 年 7 月 9 日付けで、部分開示決定及び非開示決定の処分（以下「本件処分」という。当該処分の内容は別記 1 のとおり。）を行い、異議申立人に通知した。

（2）本件対象処分及び本件異議申立て

異議申立人は、平成 24 年 8 月 16 日付けで、本件処分のうち、部分開示決定処分の一部及び非開示決定処分の全部（以下「本件対象処分」という。）を不服として、行政不服審査法（昭和 27 年法律第 160 号）第 6 条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

なお、本件対象処分に該当する公文書（以下「本件対象公文書」）は次のとおりである。

ア 部分開示決定処分

- 「災害廃棄物の広域処理に関する事務打合せ（第 1 回）」（平成 24 年 3 月 16 日開催）に関する公文書のうち、資料 2（以下「文書 1」という。）
- 「災害廃棄物の広域処理に関する事務打合せ（第 6 回）」（平成 24 年 5 月 17 日開催）に関する公文書のうち、資料 10（以下「文書 2」という。）及び打合せ結果の概要を記載した文書（以下「文書 3」という。）

イ 非開示決定処分

- 「災害廃棄物の広域処理に関する事務打合せ（第 2 回）」（平成 24 年 3 月 23 日開催）に関する公文書のうち、資料 3（以下「文書 4」という。）及び資料 5（以下「文書 5」という。）

○「災害廃棄物の広域処理に関する事務打合せ（第4回）」（平成24年4月3日開催）に関する公文書のうち、資料1（以下「文書6」という。）

○「災害廃棄物の広域処理に関する事務打合せ（第6回）」（平成24年5月17日開催）に関する公文書のうち、資料6（以下「文書7」という。）及び資料11（以下「文書8」という。）

（3）審査会への諮問

実施機関は、平成24年9月19日付けで、条例第19条の規定により、本件異議申立てについて審査会に諮問を行った。

第3 異議申立ての内容

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件対象処分を取り消し、対象文書の全部を開示するよう求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書において主張する本件異議申立ての理由の要旨は、別記2のとおりである。

第4 実施機関の説明

実施機関が、非開示理由説明書（平成24年10月15日付け環政第593号）において説明する本件対象公文書の部分開示決定及び非開示決定に係る理由の要旨は、別記3のとおりである。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、災害廃棄物の広域処理に関して、富山県が、関係する一部事務組合を含めた市町村（以下「関係市町村等」という。）と行った事務打合せに関するもので、その内容及び開示の状況は次のとおりである。

（1）文書1

当該文書が作成された時点での今後想定されるスケジュールを整理したもので、災害廃棄物の広域処理の実施に向けて検討が必要と思われる事項及び時期が記載されている。表題は「想定されるスケジュールについて」で、欄外に「取扱注意」及び資料番号の記載がある。本件処分時点で、既に実施されていた事項に係る部分（想定されるスケジュールのうち平成24年5月以前の部分）は開示されているが、今後の検討を要する事項に係る部分は非開示とされている。

（2）文書2

当該文書が作成された時点での今後想定されるスケジュール並びに富山県と関係市町村

等との間の役割分担を整理したもの（たたき台）で、災害廃棄物の広域処理の実施に向けて検討する必要があると思われる事項及びそれぞれの役割分担が記載されている。表題は「想定されるスケジュール及び役割分担（たたき台）」で、欄外に「取扱注意」、資料番号並びに作成年月日及び富山県担当課の記載がある。文書1と同様、本件処分時点で、既に行われていた事項及びその役割分担に係る部分は開示されているが、今後の検討を要する事項及びその役割分担に係る部分は非開示とされている。

（3）文書3

平成24年5月17日開催の事務打合せの結果を整理したもので、日時や場所、出席者、議事概要が記載されており、表題は「災害廃棄物の広域処理に関する事務打合せ（第6回）」である。開示されているのは、開催日時や場所、出席者（所属、氏、職名）並びに次の開催予定のほか、議事概要中、富山県が説明した「これまでの検討状況や今後の見込み等」並びに出席市町村等の検討状況や質問・意見等に係る部分であり、非開示とされているのは、富山県が説明した役割分担案に対する出席市町村等からの質問・意見等の部分である。

（4）文書4

富山県知事と岩手県知事が平成24年4月9日付けで交換した覚書（以下単に「覚書」という。）に関する行政運営情報が記載されており、文書全体が非開示とされている。

（5）文書5

災害廃棄物の受入れにあたり必要となる検討・調査の実施に関する審議、検討等情報が記載されており、文書全体が非開示とされている。

（6）文書6

覚書に関する行政運営情報が記載されており、文書全体が非開示とされている。

（7）文書7

災害廃棄物を受け入れる場合に想定される手段等について関係者と協議したもので、審議、検討等情報、個人情報及び法人等情報が記載されており、文書全体が非開示とされている。なお、当該文書には、民間事業者から公にしないとの条件で任意に提供された文書も含まれる。

（8）文書8

富山県が関係市町村等と協議した役割分担等に関する審議、検討等情報が記載されており、文書全体が非開示とされている。

2 非開示情報該当性について

（1）文書1

ア 実施機関の説明

実施機関は、別記3の（1）ア（イ）のとおり、本件処分時点では、検討実施項目は具体的に決まっておらず、関係市町村等との事務打合せ結果等を踏まえ、富山県や関係市町村等において検討・調整を行い具体化していく性格のものであることから、非開示部分は条例第7条第5号の非開示情報（審議、検討等情報）に該当すると説明する。

また、これら検討途中の段階の未確定かつ未成熟な情報が公になることで生じる「おそれ」について、意見書の提出を求めたところ、以下のとおり説明する。

- ①県民に不正確な理解や誤解を与えるおそれについては、「当該文書は、関係市町村等が広域処理への協力を検討するにあたり、富山県が、先行している他県の事例を参考に、受入れを検討している市町村等に対して今後想定される項目やスケジュールを例示したものであるが、当該文書に示されている事項の実施は、実際に受入れを行う市町村等が判断することであることから、当該文書を開示した場合に、地域住民への説明や地域住民との合意形成を図る前に広域処理への協力を実施することが決まっていたかの誤解を与えるおそれ等があった」
- ②外部からの干渉や圧力により当該検討・調整に不当な影響を受けるおそれについては、「反対している住民からの要求等により、関係市町村等との率直な意見の交換が阻害され、又は適正な意思決定手続きの確保が不当に損なわれるおそれがあった」

イ 非開示情報該当性

(ア) 実施機関があるとする「おそれ」の判断について

当該文書に記載されている情報は、実施機関が説明するとおり、富山県や関係市町村等において検討・調整を行い具体化していく性格のものであり、条例第7条第5号の「県、国、独立行政法人等及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報」に該当すると認められる。

同号を根拠に非開示とするためには、上記情報が「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ（中略）があるもの」に該当する必要があるところ、条例の解釈及び運用の基準（平成14年4月1日付け文学第179号経営企画部長通知。以下「解釈運用基準」という。）は、本号の「不当に」について、「審議、検討等途中の段階の情報を公にすることによる公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のもをいう。予想される支障が『不当』かどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、公にすることによる利益と非開示にすることによる利益とを比較衡量した上で、慎重に行う必要がある」と規定している。

そこで、実施機関が上記アで説明する「おそれ」について、審査会が、実施機関への意見聴取や提出された意見書を踏まえ詳細に検討したところ、富山県や関係市町村等における今後の調整等により内容が流動する可能性の高い情報を公にすることにより、関係市町村等が、災害廃棄物の広域処理の受入れへの協力を地域住民との合意形成前に決定していたとの誤解を与え、県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあると認められる。また、反対している住民からの要求等がなされ、意思決定の中立性が損なわれるおそれもあると認められる。

また、災害廃棄物の受入れという県民等が高い関心を抱く事案に関する情報については、条例第1条が規定する「県民参加の公正で開かれた県政の推進」という条例の目的に鑑み、県の意思決定の透明性確保の観点から、検討等途中の段階の情報を公に

することによる公益性は十分考慮されるべきではあるが、本件対象処分が行われた当時の状況や本件対象公文書の性格等を斟酌すると、予想される上記各おそれが、災害廃棄物の広域処理への協力の検討に係る適正な意思決定の確保等への看過し得ない程度の不当な支障となることは否定できない。

したがって、これらの情報を公にすることによる公益性を考慮しても、これらを開示しないことにより保護される利益の方が優越するとした実施機関の判断は妥当であると認められる。

なお、異議申立人は、災害廃棄物の処理は国民の大きな関心を伴う事案であることから、健康被害への懸念や農作物への被害の発生の可能性などの情報開示の公益性も主張するが、実施機関は、本件処分を行う前から、災害廃棄物の受入れという高い公益性が認められる事案に係る情報を、富山県の公式ウェブサイトへの掲載や記者会見等さまざまな機会に各種メディアを通じて発信しており、前述した条例の目的に照らしても、県民等への説明責任を相当程度果たしていると認められる。

(イ) 実施機関の政策全体の意思決定や今後の意思決定等に対する支障について

条例第7条第5号について、条例の解釈運用基準は、「当該意思決定が政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われるなど審議、検討等の過程が重層的、連続的である場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定等に関して本号の該当性が検討される」と規定している。

当該文書に記載された項目等のうち、本件処分時点で既に実施されていた部分については、富山県や関係市町村等における決定事項又は実施結果であることから開示されているが、非開示部分については、実施機関が説明するように、本件処分時点では、検討実施項目や実施時期に係る意思決定が行われておらず、富山県や関係市町村等との間で検討・調整が継続し、また当該検討等を踏まえた個別具体的な意思決定にもつながっていくものであることから、公にすることにより、災害廃棄物の広域処理という政策全体の意思決定や今後の意思決定等に支障が生じるおそれがあると認められる。

(ウ) 実施機関が発信済みの情報が非開示情報に含まれることについて

上記(ア)のとおり、実施機関は、本件処分を行う前から、災害廃棄物の受入れに関する各種の情報発信を行っているが、本件対象公文書で非開示とされた情報の中には、既にウェブサイトに掲載されたものや新聞報道で確認できる情報(字句)も認められた。しかしながら、非開示とする情報のまとまりは、非開示理由たるおそれ等を生じさせる原因となる情報の範囲であるところ、実施機関が、本件対象公文書の非開示部分を各「おそれ」を生じさせるひとまとまりと捉え、発信済みの情報(字句)を含めて非開示とした判断は、妥当である。

以上により、当該文書の非開示部分は条例第7条第5号に該当するため、本件処分時点で既に実施されていた部分を除き非開示とした実施機関の判断は、妥当である。

(2) 文書 2

ア 実施機関の説明

当該文書には、今後想定される項目やスケジュールに関する記載以外に、富山県と関係市町村等との間の役割分担に関する記載があるが、実施機関は、別記 3 の (1) ア (ウ) のとおり、本件処分時点では、検討実施項目や役割分担が具体的に決まっておらず、関係市町村等との事務打合せ結果等を踏まえ、富山県や関係市町村等において検討・調整を行い具体化していく性格のものであることから、非開示部分は条例第 7 条第 5 号に該当すると説明し、意見書でも、前記 (1) のアと同様の説明をする。

イ 非開示情報該当性

今後想定される項目やスケジュール並びに役割分担の一部については、文書 1 と同様、公にすることにより、不当に県民等の中に混乱を生じさせるおそれや、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められる。

なお、前記 (1) のイにおいて検討した、(イ) 実施機関の政策全体の意思決定等に対する支障及び (ウ) 実施機関が発信済みの情報に係る非開示情報該当性については、当該文書においても同様であると認められる。

以上により、当該文書の非開示部分は条例第 7 条第 5 号に該当するため、本件処分時点で既に実施されていた部分等を除き非開示とした実施機関の判断は、妥当である。

(3) 文書 3

ア 実施機関の説明

当該文書では、役割分担に係る関係市町村等からの質問・意見並びに富山県の回答の部分が非開示となっているが、実施機関は、別記 3 の (1) ア (エ) のとおり、本件処分時点では、富山県と関係市町村等との間の役割分担が具体的に決まっておらず、関係市町村等との事務打合せ結果等を踏まえ、富山県や関係市町村等において検討・調整を行い具体化していく性格のものであることから、当該部分は条例第 7 条第 5 号に該当すると説明する。また、意見書では、「当該文書を開示した場合には、関係市町村等との率直な意見の交換や適正な意思決定手続きの確保が阻害され、広域処理への協力における将来の当該事務の進捗が遅延し、又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があると説明する。

イ 非開示情報該当性

役割分担に係る関係市町村等からの質問・意見及び富山県の回答部分については、文書 1 と同様、公にすることにより、率直な意思決定の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められる。

なお、前記 (1) のイにおいて検討した、(イ) 実施機関の政策全体の意思決定等に対する支障については、当該文書においても同様であると認められる。

以上により、当該文書の非開示部分は条例第 7 条第 5 号に該当するため、当該部分を非開示とした実施機関の判断は、妥当である。

(4) 文書4及び文書6

ア 実施機関の説明

実施機関は、別記3の(2)ア(イ)のとおり、当該各文書は覚書に関する情報であり、富山県や関係市町村等が災害廃棄物の受入れを検討するにあたっての条件が記載されていることから、文書全体が条例第7条第6号イの非開示情報(行政運営情報のうち、契約、交渉等又は訴訟に係る事務)に該当する旨を、当該各文書の性格や記載内容の共通性に鑑み、一括して説明する。

同条第6号の該当性については、意見書においても、覚書の交換というひとつの意思決定が災害廃棄物の広域処理という基本的枠組みの一部であり、覚書の交換日以降も岩手県や関係市町村等との検討、調整等が継続し、また当該検討等を踏まえた個別具体的な意思決定にもつながっていくことから、当該各文書と覚書との記載内容の違いを明らかにすることで、以下の各「おそれ」があると説明する。

- ①覚書の交換に至るまでにいかなる事項を争点として検討していたかという過程が明らかとなり、富山県が調整途中の文書を慎重に検討することなく公にする県であるとの誤解を受け、岩手県や関係市町村等の信用を失い、交渉や検討を継続できなくなるおそれ
- ②富山県が上記の検討過程を公にすると、岩手県が同県側の検討過程を公にしない限り、収集し得る情報量において富山県が劣後することとなり、結果的に不利な条件に甘んじるおそれが高まり、当事者としての利益が損なわれその地位を不当に害するおそれ
- ③富山県が上記の検討過程を公にすると、受入れを実施又は検討している他県の自治体に対しても同様の事務の遂行に少なからず影響を与えるおそれ

加えて、非開示理由説明書及び意見書において、当該各文書には検討途中段階の未確定かつ未成熟の情報が記載されており、前記(1)のア②のとおり、公にすることにより、反対している住民からの要求等で関係市町村等との率直な意見の交換が阻害され、又は適正な意思決定手続きの確保が不当に損なわれるおそれがあることから、文書1、文書2及び文書3と同様、同条第5号にも該当すると説明する。

イ 非開示情報該当性

当該各文書に記載されている情報は、実施機関が説明するとおり、条例第7条第6号の「県、国、独立行政法人又は他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報」に該当し、かつ、富山県が行う岩手県や関係市町村等との交渉等は、同号イの「契約、交渉又は争訟に係る事務」に該当すると認められることから、審査会は、まず、同条第6号の非開示情報該当性について検討することとし、次に、同条第5号の該当性についても検討し、総合して判断する。

(ア) 条例第7条第6号該当性

条例第7条第6号は、行政運営情報について、「公にすることにより、(中略)当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある

るもの」と規定し、同号イの「契約、交渉又は争訟に係る事務」に関して、「県、国、独立行政法人等又は他の地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」があるものと規定している。

また、当該「おそれ」について、条例の解釈運用基準は、「交渉や争訟等の対処方針等を公にすることにより、当事者として認められるべき地位を不当に害する」ものなどと規定し、さらに、「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」かどうかの判断について、「当該支障と公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量したうえでの『適正な遂行』といえるものであることが求められ、かつ、『支障』の程度については、名目的なものでは足りず、法的保護に値する蓋然性が認められなければならない」と規定している。

実施機関が上記（ア）で説明するとおり、当該各文書を公にすることにより、覚書に関する富山県側の検討過程（県内関係市町村等における検討状況も含む。）が明らかとなり、その結果、富山県が岩手県や関係市町村等の信用を失い交渉等を継続できなくなることが予想され、富山県や他の自治体における契約や交渉事務の「適正な遂行」について、前記（１）のイ（ア）で述べた公益的な開示の必要性等を考慮してもなお著しい支障が生じ、かつ、その支障には、名目的なものに留まらず、交渉等が継続できなくなるという法的保護に値する蓋然性が認められることから、当該事務の当事者として認められる地位を不当に害するものと認められる。

（イ） 条例第 7 条第 5 号該当性

前記（１）のイ（イ）のとおり、覚書の交換日以降も、岩手県や関係市町村等との検討、調整等が継続し、また当該検討等を踏まえた個別具体的な意思決定にもつながっていくことから、当該各文書を公にすることにより、災害廃棄物の広域処理という政策全体や今後の意思決定等に支障が生じるおそれがあると認められる。

なお、前記（１）のイにおいて検討した、（ア）予想される支障が「不当」かどうかの判断及び（ウ）実施機関が発信済みの情報に係る非開示情報該当性については、当該各文書においても同様であると認められる。

以上により、当該各文書全体が条例第 7 条第 6 号及び第 5 号に該当するため、非開示とした実施機関の判断は、妥当である。

（５） 文書 5

ア 実施機関の説明

実施機関は、別記 3 の（２）ア（ウ）のとおり、災害廃棄物の受入れにあたり必要となる検討・調査の実施に関する情報が記載されており、富山県や関係市町村等において検討・調整を行い具体化していく性格のものであることから、文書全体が条例第 7 条第 5 号に該当すると説明する。また、意見書では、「当該文書は、打合せ会議時点において、災害廃棄物の広域処理に協力するかどうかを検討するために必要な検討・調査の素案を示したものであるが、実際には、関係市町村等と現地で検討・調整しながら実施し

たところであり、内容は当該文書のものとは大きく異なっていたことから、当該文書を開示した場合、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあった」と説明する。

イ 非開示情報該当性

当該文書に記載された事項については、本件処分時点において既に実施されていたものであるが、打合せ会議時点においては、関係市町村等との検討・調整前のものであり、かつ当該検討・調整を踏まえて実施された結果とは大きく異なっていることから、公にすることにより、県民等の間に混乱を生じさせ、政策全体の意思決定及び次の意思決定等にも支障を生じるおそれがあると認められ、かつ、文書1と同様、当該おそれが適正な意思決定の確保等への不当な支障となると認められる。

以上により、当該文書全体が条例第7条第5号に該当するため、非開示とした実施機関の判断は、妥当である。

(6) 文書7

ア 実施機関の説明

実施機関は、別記3の(2)ア(エ)のとおり、災害廃棄物の受入れを想定した手段等について関係者と協議したもので、今後さらに検討・調整等を行い具体化していく性格のものであることから、文書全体が条例第7条第5号に該当し、また、同条第2号(個人情報)又は第3号(法人等情報)にも該当すると説明する。

イ 非開示情報該当性

(ア) 条例第7条第5号該当性

当該文書は、富山県と関係市町村等との意思決定過程に関する情報であるため、文書1と同様、公にすることにより、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれや、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められる。

なお、前記(1)のイにおいて検討した、(イ)実施機関の政策全体の意思決定等に対する支障については、当該文書においても同様であると認められる。

したがって、当該文書全体が条例第7条第5号に該当すると認められる。

(イ) 条例第7条第3号該当性

上記(ア)のとおり、当該文書全体が条例第7条第5号の非開示情報に該当するため、同条の他の号に係る検討は要しないが、同条第3号の該当性についても検討する。

当該文書は、実施機関が第三者(民間事業者)から公にしないとの条件で任意で情報の提供を受けた部分と、その余の部分とに分けることができる。このうち、前者の部分については、公にしないとの条件を付することが、本件処分が行われた当時の状況や当該文書の性格等から合理的と認められることから、同号イの非開示情報に該当すると認められる。

また、後者の部分については、実施機関から当該第三者に対して条例第15条第1項の規定による意見照会が行われているが、当該意見照会の結果に関わらず、実施機関が説明する下記①～③の各「おそれ」につき法的保護に値する蓋然性があることから、

条例第7条第3号アの「当該第三者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するもの」と認められる。

①当該第三者が開示に反対する情報を黒塗りして残りの部分を開示したとしても、残りの部分により当該第三者が何者であるかが明らかとなり、当該第三者に依頼するか否かも決定していない段階において、当該第三者に対する反対運動等が行われ、社会的評価や信用等が損なわれるおそれ

②その結果、当該第三者からの信用を失い、仮に広域処理への協力を行うことが決定した場合に、当該第三者からの協力を得られないおそれ

③さらに、このことの影響を受け、当該第三者が参加してすでに行われている他県での広域処理が、中止又は停止するおそれ

したがって、当該文書は、全体が条例第7条第3号にも該当すると認められる。

なお、上記（ア）及び（イ）により、当該文書全体が非開示情報に該当するため、同条例第2号の該当性及び部分開示の可否に係る検討は行わない。

以上により、当該文書全体を非開示とした実施機関の判断は、妥当である。

（7）文書8

ア 実施機関の説明

実施機関は、別記3の（2）ア（オ）のとおり、富山県と関係市町村等が役割分担等について協議したもので、今後さらに検討・調整を行い具体化していくものであることから、文書全体が条例第7条第5号に該当すると説明する。また、意見書では、当該文書は、富山県が各実施基本計画の策定を想定し素案として作成したものであり、本件処分時点では、その内容は岩手県や関係市町村等との間で調整途中であったことから、公にすることにより、文書1と同様の「おそれ」があると説明する。

イ 非開示情報該当性

当該文書は、富山県と関係市町村等との意思決定過程に関する情報であるため、文書1と同様、公にすることにより、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれや、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められる。

なお、前記（1）のイにおいて検討した、（イ）実施機関の政策全体の意思決定等に対する支障及び（ウ）実施機関が発信済みの情報に係る非開示情報該当性については、当該文書においても同様であると認められる。

以上により、当該文書全体が条例第7条第5号に該当するため、非開示とした実施機関の判断は、妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他にも種々主張するが、いずれも審査会の前記2の判断を左右するものではない。

4 結論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 付言

本件処分及び本件対象処分に関して、実施機関が開示請求者（異議申立人）及び審査会に対して行った非開示理由説明について、以下のとおり不備が認められたことから、審査会は、2回にわたり非開示理由を補足する書類の提出を求めたところである。

非開示理由の提示について、条例の解釈運用基準（第13条の2関係）では、「単に条例上の根拠条項を示すだけでは足りず、請求者が拒否の理由を明確に認識し得るものであることが必要であり、非開示情報の内容が明らかにならない限度において、どのような類型の情報が記録されているかを示さなければならない」と規定しているが、本件処分における部分開示決定通知書及び非開示決定通知書における非開示理由の記載は、条例上の根拠条項を示すに留まっており、開示請求者にとって理由を明確に認識できるものとは認めがたい。

また、審査会に提出された本件対象公文書に係る非開示理由説明書（当該説明書の写しは審査会から異議申立人に送付される。）における非開示理由（「4 非開示情報該当性について」）についても、条例上の根拠条項やその内容の説明が中心であり、理由として具体性に欠けると認められる。

実施機関においては、開示請求者等に対して、非開示理由を適正に説明するよう留意されたい。

第6 審査会の開催経過

本審査会の開催経過の概要は、別記4のとおりである。

別記 1 実施機関が行った本件処分の内容

| 公文書の件名 | 開示をしない部分及び理由 | | |
|---|--------------------|-----------------------------|---|
| | 開示をしない部分の概要 | 理由 | |
| 「災害廃棄物の広域処理に関する事務打合せ(第1回)」 (平成24年3月16日開催) に関する公文書 | 次第 | | |
| | 資料1 | | |
| | 資料2 文書1 | 想定されるスケジュールのうち、平成24年5月以降の部分 | 県及び他の地方公共団体の内部又は相互間における検討又は協議に関する情報であり、条例第7条第5号に該当 |
| | 岩手県災害廃棄物処理詳細計画(概要) | | |
| | 打合せ結果の概要を記載した文書 | | |
| 「災害廃棄物の広域処理に関する事務打合せ(第2回)」 (平成24年3月23日開催) に関する公文書 | 次第 | | |
| | 資料1 | | |
| | 資料2 | 想定されるスケジュールのうち、平成24年5月以降の部分 | 県及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であり、条例第7条第5号に該当 |
| | 資料3 文書4 | すべて | 公文書に記録されている情報が、すべて条例第7条第6号イに規定する非開示情報に該当 |
| | 資料4 | | |
| | 資料5 文書5 | すべて | 公文書に記録されている情報が、すべて条例第7条第5号規定する非開示情報に該当 |
| | 打合せ結果の概要を記載した文書 | | |
| 「災害廃棄物の広域処理に関する事務打合せ(第3回)」 (平成24年3月29日開催) に関する公文書 | 次第 | | |
| | 資料1 | | |
| | 資料2 | | |
| | 打合せ結果の概要を記載した文書 | | |
| 「災害廃棄物の広域処理に関する事務打合せ(第4回)」 (平成24年4月3日開催) に関する公文書 | 次第 | | |
| | 資料1 文書6 | すべて | 公文書に記録されている情報が、すべて条例第7条第6号イに規定する非開示情報に該当 |
| | 資料2 | | |

| | | | |
|---|------------------------|-----------------------------|---|
| | 資料 3 | 想定されるスケジュールのうち、平成24年5月以降の部分 | 県及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であり、条例第7条第5号に該当 |
| | 岩手県訪問・視察について（市町村同行者日程） | | |
| | 打合せ結果の概要を記載した文書 | | |
| 「災害廃棄物の広域処理に関する事務打合せ(第5回)」 （平成24年4月11日開催） に関する公文書 | 次第 | | |
| | 資料1-1 | | |
| | 資料1-2 | | |
| | 資料1-3 | | |
| | 資料2 | | |
| | 資料3 | | |
| | 災害廃棄物の放射能調査結果 | | |
| 打合せ結果の概要を記載した文書 | | | |
| 「災害廃棄物の広域処理に関する事務打合せ(第6回)」 （平成24年5月17日開催） に関する公文書 | 次第 | | |
| | 資料1 | | |
| | 資料2 | | |
| | 資料3 | | |
| | 資料4 | | |
| | 資料5 | | |
| | 資料6 文書7 | すべて | 公文書に記録されている情報が、すべて条例第7条第2号、第3号又は第5号に規定する非開示情報に該当 |
| | 資料7 | | |
| | 資料8 | | |
| | 資料9 | | |
| | 資料10 文書2 | 検討事項及び役割分担の一部 | 県及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であり、条例第7条第5号に該当 |
| | 資料11 文書8 | すべて | 公文書に記録されている情報が、すべて条例第7条第5号に規定する非開示情報に該当 |
| | 資料12 | | |
| 資料13 | 印影 | 法人等に関する情報であって、公にすること | |

| | | | |
|--|------------------------|--|--|
| | | | により、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり、条例第7条第3号に該当 |
| | 資料 14 | 個人の氏名及び連絡先 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、条例第7条第2号に該当 |
| | 打合せ結果の概要を記載した文書 文書3 | 3(2)「富山県における広域処理の役割分担について」の〈質問・意見等〉の内容 | 県及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であり、条例第7条第5号に該当 |

(注) ゴシック体は、異議申立ての対象となった公文書（本件対象公文書）。

別記2 異議申立ての理由（要旨）

(1) 部分開示決定に関するもの

ア 開示の公益性の必要性について

災害廃棄物（以下「瓦礫」という。）の処理は、放射能汚染や化学物質に汚染された瓦礫を含むものであり、全国各地で反対運動が起こるなど国民の関心も高い事案である。健康被害や農作物への被害が発生する可能性もあり、県民は高い関心を持っている。富山県はその検討過程を明らかにし、県民に説明する責任がある。

イ 健康被害への懸念について

原発事故後、政府は、国民の健康ではなく、経済と原子力産業を守る「放射能の基準値」を設定した。その数値を提示して「安心・安全」と説明されても県民は納得できない。「放射性物質や化学物質に汚染された岩手の瓦礫」を県内の一般焼却炉で焼却し、その灰を埋めるという措置によって、万が一健康被害が発生しても、救済されないことは明らかである。安全性も責任の所在も不明確なことを積極的に進めようとしている富山県は、その決定過程をすべて明らかにし、県民に説明する義務がある。

ウ 広域処理を行う必要性・妥当性への疑問について

他県では多くの自治体の首長が「住民の健康をなによりも大切に考える。」「瓦礫の広域処理の安全性が保障できない。」といった理由で広域処理に参加していない。なぜ富山県が、支援の方法として「広域処理」を選んだのか、別の支援の案は検討していないのか、検討の過程を公開し、県民に説明する必要がある。

エ 瓦礫の広域処理に関する事務の不透明性について

「住民」に対する情報の開示は不十分である。特定の住民だけに試験焼却や瓦礫の受け入れの説明がされている情報もあり、情報がない住民が納得していない。誰が関係し、ど

のような計画で進んでいるのかを公開する必要がある。

オ 部分開示とした適用条例（条例第7条第5号）の非該当性について

- ① 条例第7条第5号に規定する非開示情報に該当するという理由で部分開示となっているが、上記アからエに挙げた理由で開示の公益上の必要性が強い。
- ② 広域処理という措置は1回限りであり、今後、同一の相手方と同様の案件が発生する可能性は極めて低い。
- ③ したがって、相手方の利益・地位を不当に害するおそれは認められず、条例の「公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」という情報には該当しない。

(2) 非開示決定に関するもの

ア 開示の公益性の必要性について

イ 健康被害への懸念について

ウ 広域処理を行う必要性・妥当性への疑問について

エ 瓦礫の広域処理に関する事務の不透明性について

上記ア～エについては、前記（1）のア～エに同じ。

オ 非開示とした適用条例の非該当性（条例第7条第6号イ）について

- ① 非開示となった文書は、上記アからエに挙げた理由で開示の公益上の必要性が強い。
- ② 広域処理という措置は1回限りであり、今後、同一の相手方と同様の案件が発生する可能性は極めて低い。
- ③ したがって、相手方の財産上の利益・当事者としての地位を不当に害するおそれは認められず、条例の「国、県、独立行政法人等又は他の地方公共団体の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれ」がある情報には該当しない。

カ 非開示とした適用条例の非該当性（条例第7条第5号）について

前記（1）のオに同じ。

キ 条例第7条第2号イ及び第3号ただし書の該当性について

- ① 放射性物質に汚染された可能性がある瓦礫広域処理は、焼却や埋め立てなどによって環境中に放射性物質が飛散や漏出した場合、大気や地下水の汚染を引き起こす危険性がある。
- ② 当該情報を公開して、広域処理にかかわる事業者等について住民の視点による監視が行われることは、周辺住民の生命、健康、生活又は財産を保護するうえで不可欠である。
- ③ 条例では、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」は公開しなければならないと定めている。瓦礫の広域処理に関する情報はすべて「人の生命、健康、生活又は財産」に影響のあるものであり、開示すべきである。

別記3 実施機関の説明（要旨）

（1）別記2の（1）部分開示決定に関するもの

ア 非開示情報（条例第7条第5号）該当性について

（ア）基本的考え方

非開示とした部分は、富山県及び関係市町村等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報である。

検討途中の段階の未確定かつ未成熟な情報が公になることで、外部からの干渉や圧力により当該検討・調整に不当な影響を受けるおそれがあるとともに、県民等に不正確な理解や誤解を与えるなど、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがある。

（イ）文書1

検討実施項目は具体的に決まっておらず、関係市町村等との事務打合せ結果等を踏まえ、富山県や関係市町村等において検討・調整を行い具体化していく性格のもので、その後の検討状況等に応じて当然にその内容の修正が加えられていくものである。

（ウ）文書2

市町村による現地視察や地元住民への説明より後の検討事項及び富山県と関係市町村等との間の役割分担については具体的に定まっておらず、関係市町村等との事務打合せ結果等を踏まえ、富山県や関係市町村等において検討・調整を行い具体化していく性格のもので、その後の検討状況等に応じて当然にその内容の修正が加えられていくものである。

（エ）文書3

いわゆる「静岡方式」と呼ばれる広域処理を実施する場合の基本スキームについては決定し公表されていたものの、災害廃棄物の運搬や放射能濃度の監視測定体制に関する富山県と関係市町村等との間の役割分担については具体的に定まっておらず、関係市町村等との事務打合せ結果等を踏まえ、富山県や関係市町村等において検討・調整を行い具体化していく性格のもので、その後の検討状況等に応じて当然にその内容の修正が加えられていくものである。

イ 別記2の（1）のうちア～エについて

文書1から文書3までを部分開示決定したことに対して、異議申立人が主張している理由のうち、アからエまでについては、災害廃棄物やその広域処理に対する申立人の意見や考え方を述べたものであり、これらの文書の開示の必要性についての理由とは認められない。

ウ 別記2の（1）のうちオについて

部分開示した情報は、上記アのとおり、条例第7条第5号に該当する情報であり、情報の公益性を考慮しても開示しないことにより保護される利益の方が優越すると判断したものである。

（2）別記2の（2）非開示決定に関するもの

ア 非開示情報該当性について

(ア) 基本的考え方

対象公文書には、①富山県、関係市町村等、岩手県、国及び民間事業者など多くの関係者間の内部又は相互間における審議、検討又は協議段階のものとして作成・取得された情報や未成熟・不確定な情報（条例第7条第5号）、②富山県、関係市町村等、岩手県又は国が行う事務又は事業に関する情報（同条第6号）が含まれており、開示決定等には慎重を期する必要がある。（なお、一部の対象公文書には、個人情報（同条第2号）及び法人等情報（同条第3号）が含まれている。）

検討途中の段階の未確定かつ未成熟な情報が公になることで、外部からの干渉や圧力により当該検討・調整に不当な影響を受けるおそれがあるとともに、県民等に不正確な理解や誤解を与えるなど、不当に県民等の間に混乱を生じさせおそれがある。また、富山県が行う岩手県や関係市町村等との交渉又は契約といった事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(イ) 文書4及び文書6（条例第7条第6号及び第5号該当性）

富山県知事と岩手県知事が4月9日付けで交換した覚書に関するものであり、富山県や関係市町村等が岩手県からの災害廃棄物の受入れを検討するにあたっての条件が記載されている。岩手県との受委託契約を締結した後においても、岩手県と対等な立場で事務・事業を遂行していくにあたって支障が生ずるおそれがあり、当事者としての利益が損なわれたり、当事者として認められる地位を不当に害するおそれがある。併せて検討中の段階の未確定かつ未成熟の情報でもあることから条例第7条第5号にも該当する。

(ウ) 文書5（条例第7条第5号該当性）

災害廃棄物の受入れにあたり、県民等の安全・安心のために必要となる検討・調査の実施に関するものであり、富山県や関係市町村等において検討・調整を行い具体化していく性格のもので、その後の検討状況等に応じて当然にその内容の修正が加えられていくものである。

(エ) 文書7（条例第7条第2号、第3号又は第5号該当性）

仮に災害廃棄物を受け入れる場合に想定される手段等について関係者と協議したものであり、今後さらに検討・調整を行い具体化していく性格のもので、その後の検討状況等に応じて当然にその内容の修正が加えられていくものである。

また、第三者（民間事業者）の社員に係る氏名及び所属など特定の個人を識別できる情報のほか、当該第三者の事業に関する情報であって、公にすることにより、当該第三者の権利・利益を害するおそれがあるもの及び公にしないと条件で任意に提供された情報で、当該条件を付することがその性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものが記載されている。

(オ) 文書8（条例第7条第5号該当性）

富山県が関係市町村等と協議した役割分担等について協議したものであり、今後さらに検討・調整を行い具体化していく性格のもので、その後の検討状況等に応じて当然にその内容の修正が加えられていくものである。

イ 別記2の(2)のうちア～エまで

文書4から文書8までを非開示決定したことに対する異議申立人の主張については、災害廃棄物やその広域処理に対する異議申立人の意見や考え方を述べたものであり、これらの文書の開示の必要性についての理由とは認められない。

ウ 別記2の(2)のうちオ～カまで

非開示とした情報は、上記アのとおり、条例第7条第5号又は第6号に該当する情報であり、情報の公益性を考慮しても開示しないことにより保護される利益の方が優越すると判断したもの。

エ 別記2の(2)のうちキ

広域処理の対象となっている岩手県の災害廃棄物は、処理の過程で健康に影響を及ぼさないという安全性が確認されたものだけに限られており、また、富山県においても、現地での放射線量の測定や災害廃棄物の放射能濃度の測定等を実施し、安全性に問題がないことを確認している。

(3) 異議申立人の主張全般について

災害廃棄物の広域処理による健康被害や行政に対する不信感等を理由に、本件対象公文書を全部開示すべきと主張しているが、これらは科学的根拠や事実に基づかないものであり、それ自体開示決定等の根拠を揺るがすものではない。

今回の開示決定等にあたっては、あくまで非開示情報(条例第7条各号)が記録されているかどうかについて、条例に照らしつつ、その解釈基準等も踏まえ適切に判断したものであり、申立人の主張には、異議申立ての理由がないものとする。

別記4 審査会の開催経過の概要

| 年 月 日 | 内 容 |
|---------------------------|---|
| 平成24年 9月19日 | 実施機関から諮問書を受理 |
| 平成24年10月 1日 | 実施機関に非開示理由説明書の提出を依頼 |
| 平成24年10月15日 | 実施機関から非開示理由説明書を受理 |
| 平成24年11月 5日 | 異議申立人に非開示理由説明書を送付するとともに、これに対する意見書の提出を依頼 |
| 平成25年 8月 7日 (第114回審査会) | 実施機関から非開示理由等を聴取 審議 |
| 平成25年 9月13日 (第115回審査会) | 審議 |
| 平成25年10月21日 (第116回審査会) | 審議 |
| 平成25年10月31日 | 実施機関に意見書(非開示理由補足説明)の提出を依頼 |

| | |
|---------------------------|--------------|
| 平成25年11月22日 | 実施機関から意見書を受理 |
| 平成25年11月29日 (第117回審査会) | 審議 |
| 平成25年12月19日 (第118回審査会) | 審議 |
| 平成26年1月22日 (第119回審査会) | 審議 |
| 平成26年2月27日 (第120回審査会) | 審議及び答申 |

富山県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

| 氏 名 | 現 職 等 | 備 考 |
|-----------------------|------------------|--------|
| 稲 垣 雅 則 | 北日本新聞社監査役 | |
| 岩 田 繁 子 | 富山県婦人会会長 | |
| 大 坪 健 | 弁護士 | 会長職務代理 |
| 蟹 瀬 美和子 | 元富山県社会福祉協議会専務理事 | |
| 小 室 修 | 元富山県商工会議所連合会常任理事 | |
| H25.6.30まで 八 木 保 夫 | 富山大学名誉教授 | 会 長 |
| H25.7.1から 竹 地 潔 | 富山大学経済学部教授 | |